事　務　連　絡
平成１７年７月２９日

都道府県
各　指定都市　老人福祉担当課（室）長　殿
中 核 市

厚生労働省老健局計画課長

「老人福祉法第 32 条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関するＱ＆Ａについて」の一部改正について

「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成 12 年 3 月 30 日付け障障第 11 号、障精第 21 号、老計第 31 号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長、厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長連名通知）において、市町村申立てを行う際の手続の例示を示してきたところですが、今般、この手続の例示を見直すことに伴い、標記Ｑ＆ＡのＱ２及びＱ４を別紙のとおり改めましたので、ご参考までに送付いたします。

（別紙）

Ｑ２　市町村長は、どういった場合に、法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第３２条に基づいて行うことが想定されるのか。

老人福祉法第３２条にいう「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」とは、本人に２親等内の親族がない又はこれらの親族があっても音信不通の状況にある場合であって審判の請求を行おうとする３親等又は４親等の親族も明らかでないなどの事情により、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にある場合をいい、こうした状況にある者について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や、それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合について、審判の請求を行うか否かを検討することになるものと考えられる。

具体的に想定される事務の流れについては、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成 12 年 3 月 30 日付け障障第 11 号、障精第 21 号、老計第 31 号）を参考にしていただきたい。

Ｑ４　本人に２親等内の親族がある場合、法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第３２条に基づいて市町村長が行うことは制限されるのか

Ｑ２のとおり、２親等内の親族があっても音信不通の状況にあるなどの事情により、本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にありながら、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことを期待することができない場合であって、かつ、こうした状況にある者について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や、それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合には、市町村長が老人福祉法第３２条の規定に基づいて家庭裁判所に対する請求を行うことも考えられることから、２親等内の親族があることのみをもって一律に市町村長の請求権の行使が制限されるものではない。

ただし、市町村長が請求を行うか否かを検討するに当たって、当該親族との間で本人の保護のために必要な法的手続について整理する必要があることに留意されたい。

老人福祉法第32条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関するQ＆Aについて

（平成12年７月３日　事務連絡
都道府県
各指定都市老人福祉担当課(室)長あて　　厚生労働省老健局計画課長
中 核 市）

（沿革）　平成17年７月29日　事務連絡改正

老人福祉法第32条に基づく市町村長による後見開始，保佐開始又は補助開始の審判等（以下「法定後見の開始の審判等」という。）の請求及び介護予防・生活支援事業のメニューとして新たに追加された「成年後見制度利用支援事業」に関するQ＆Aを別紙のとおり作成いたしましたので，ご参考までに送付いたします。

なお，本件については，法務省と協議済みであることを念のため申し添えます。

（別紙）

Q１　法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて市町村長が行う場合，対象となる者に係る情報をどのように把握するのか。

老人福祉法において，市町村長に法定後見の開始の審判等の請求権を認めた趣旨は，身寄りのない認知症高齢者など，親族等による法定後見の開始の審判等の請求が期待できない者についての法定後見制度の利用の支援を目的としたものである。

高齢者福祉サービスについては，介護保険法に基づくサービスの利用が基本であるが，高齢者の実態等，「老人の福祉に関し必要な実情の把握」については，引き続き住民に最も身近な自治体である市町村が行うこととされており（老人福祉法第５条の４第２項第１号），高齢者の実態を最もよく把握している市町村が，通常の業務の中で把握している情報をもとに請求の必要性を判断することを想定しているものである。

（参考）　法定後見の開始の審判等の請求に当たって，本人が任意後見契約を締結しているか否か等について調査することは，市町村長の職務上必要な場合に当たるので，後見登記等に関する法律第10条第５項に基づき，同条第１項の登記事項証明書の交付を無料で請求することができる。

Q２　市町村長は，どういった場合に，法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて行うことが想定されるのか。

老人福祉法第32条にいう「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」とは，本人に２親等内の親族がない又はこれらの親族があっても音信不通の状況にある場合であって審判の請求を行おうとする３親等又は４親等の親族も明らかでないなどの事情により，親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず，市町村長が本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にある場合をいい，こうした状況にある者について，介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や，それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合について，審判の請求を行うか否かを検討することになるものと考えられる。

具体的に想定される事務の流れについては，「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成12年３月30日付け障障第11号，障精第21号，老計第31号）を参考にしていただきたい。

Q３　法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて市町村長が行う場合，後見，保佐又は補助の３類型のいずれについて請求を行うべきかをどのように判断すればいいのか。

市町村長が老人福祉法第32条の規定に基づいて法定後見の開始の審判等の請求を行う場合に，本人のためにいずれの類型の請求（申立て）を行うべきかについては，民生委員や福祉関係者等本人の生活状況を把握しうる者からの情報に基づいて市町村長が判断することになる。

なお，申立てにより開始された家庭裁判所の審理の過程において，本人の精神の状況の鑑定結果等に基づき，当初の中立ての趣旨を他の類型に変更する必要が生じる場合がある。

Q４　本人に２親等内の親族がある場合，法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて市町村長が行うことは制限されるのか。

Q２のとおり，２親等内の親族があっても音信不通の状況にあるなどの事情により，本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にありながら，親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことを期待することができない場合であって，かつ，こうした状況にある者について，介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や，それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合には，市町村長が老人福祉法第32条の規定に基づいて家庭裁判所に対する請求を行うことも考えられることから，２親等内の親族があることのみをもって一律に市町村長の請求権の行使が制限されるものではない。

ただし，市町村長が請求を行うか否かを検討するに当たって，当該親族との間で本人の保護のために必要な法的手続について整理する必要があることに留意されたい。

Q５　法定後見の開始の審判等の請求を市町村長が行った場合の費用については，市町村長が負担しなければならないのか。

市町村長が請求を行った場合における家事審判の手続費用に関しては，原則として申立人の負担とされているが「特別の事情」（非訟事件手続法第28条）がある場合には，家庭裁判所は，申立人以外の「関係人」に手続費用の全部又は一部の負担を命ずることができるものとされている。この「特別の事情」とは，一般的には，費用を法定の負担者に負担させることが公平の観点から妥当性を欠くと見られる状況をいうものと解されている。

市町村長が申立人となる場合には，申立人自身の利益のためではなく，地域住民の福祉の観点から，地方自治体の長が専ら本人の利益のために申立事務を行うのであるから，家庭裁判所は，「特別の事情」がある場合に該当するとして，「関係人」としての本人等に手続費用の負担を命ずることができるものと考えられる。（具体的にどのような事案で費用の負担を命ずるかは，当該事件の家事審判官の裁量に委ねられている。）

したがって，市町村長は，家庭裁判所に対し，非訟事件手続法第28条の命令に関する職権の発動を促す申立てを行い，家庭裁判所が職権を発動すべきであると判断した場合には，費

用負担命令を発することになると考えられる。

また，申立段階における手続費用の予納については，申立人である市町村長の事務であるが，上記の費用負担命令がされた場合には，その効果として，市町村長は，予納した手続費用について負担を命ぜられた本人等に対する求償権を取得し，当該費用を求償することになる。（なお，別添（成年後見制度利用支援事業に係る助成の考え方について）の１を参照されたい。）

（参考）　家事審判法第７条，非訟事件手続法第26条，第28条

Ｑ６　「成年後見制度利用支援事業」のうち，成年後見制度の利用に係る経費に対する助成の対象経費は，成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料，鑑定費用等）及び成年後見人等の報酬の全部又は一部とされているが，国庫補助の対象として具体的にはどのようなものを想定しているのか。

本事業の対象経費の具体的な範囲については，各市町村ごとに地域の実情に応じて判断し，参考単価を基に単価を設定すべきものであるが，一般的には以下のような範囲及び単価設定が想定される。

なお，助成の考え方については，別添を参照されたい。

（単価設定例）

○　申立てに要する経費としては，

・申立手数料　１件につき600円

・登記手数料　4,000円

・鑑定費用　　５～10万円程度

・その他　　郵便切手，添付書類に要する経費の実費

などが想定される。

○　成年後見人等の報酬については，本事業は，あくまで介護サービスの利用を支援するものであることから，こうした趣旨を踏まえ，参考単価（在宅で28,000円，施設で18,000円）を上限と考え，介護サービスの利用にかかる身上監護や金銭管理等に要する経費部分について，適切な単価設定を図られたい。

（別添）

成年後見制度利用支援事業に係る助成の考え方について

１　申立てに要する経費（申立手数料，登記手数料，鑑定費用等）について

(1)　市町村は，家庭裁判所への法定後見の開始の審判等（以下「審判」という。）の申立てに先立ち，申立ての対象となる者の所得状況等を勘案しつつ，当該対象者が申立てに要する経費の全部又は一部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められること等の要件を満たすと判断した場合には，当該経費について市町村として立て替え払いを行うこと及びその額について決定する。

(2)　市町村長は，審判の申立てに際し，申立ての対象者に関し成年後見制度利用支援事業に係る助成がされる見込みについて，申立てを行う家庭裁判所に情報提供する。また，市町村長は，申立てに要する経費の全部又は一部について申立ての対象者に負担させることが相当と考える場合には，審判の申立てと同時に，手続費用の負担を命ずる裁判（以下「費用負担命令」という。）についても併せて申し立てることとなる。その際，市町村長として把握している対象者の所得状況等について，申立てを行う家庭裁判所に情報提供する。

(3)　家庭裁判所の審判及び費用負担命令を受けて，市町村は，その費用負担額について決定する。費用負担命令がされなかった場合には経費の全部が，経費の一部について費用負担命令がされた場合にはその残額が，審判の申立人である市町村の負担額となり，市町村の負担とされた額を国庫補助の対象経費とする。

＊　上記の手続きにおいては，市町村長が審判の申立てを行う際に手続費用を予納する扱いとされているため，実際の金銭の流れとしては，家庭裁判所の費用負担命令が審判とともに確定した時点において，関係人（申立ての対象者等）が負担すべきものとされた額について市町村長が当該関係人に対して求償するという形をとることとなる。

２　成年後見人等の報酬に係る経費について

(1)　成年後見人等の報酬について，成年後見制度利用支援事業による助成がされる見込みがある場合には，市町村は，家庭裁判所にあらかじめその旨の情報提供をするとともに，成年後見人等と連絡をとり，報酬付与の申立て又はその審判がされた場合には連絡を受けるよう取り決めておくものとする。

(2)　家庭裁判所は，成年後見人等の申立てにより，成年後見人等の事務の状況を確認した上で，申立ての対象者の財産の中から成年後見人等に与える報酬額について審判をする。

(3)　市町村は，成年後見人等から上記(1)の連絡を受けた上で，その時点での対象者の所得状況等を勘案しつつ，家庭裁判所が決定した報酬額の全部又は一部について対象者に助成する必要があると判断した場合には，助成額を決定し，成年後見人等とも連絡を取った上で，対象者の銀行口座等に振り込む等の措置をとることとなる。その場合，助成を行った額を国庫補助の対象経費とする。

３　成年後見制度利用促進のための広報・普及活動経費について

(1)　「成年後見制度利用支援事業」は，介護保険制度の利用等の観点から，「成年後見制度」が今後さらに重要となってくることを踏まえ，その利用促進を図ることを目的とするものである。

(2)　そのような目的にかんがみ，上記１及び２に係る助成の他，広報・普及活動費用についても国庫補助の対象経費とされているところであり，この国庫補助を活用した上で，成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布，高齢者やその家族に対する説明会・相談会の開催等に積極的に取り組むことが重要である。